

千葉市立学校教職員のメンタルヘルス対策に関する調査研究事業 業務委託仕様書

1 事業名

令和6年度千葉市立学校教職員のメンタルヘルス対策に関する調査研究事業

2 事業の目的

本業務は、千葉市立学校における諸課題の困難化に伴う教育職員のメンタルヘルス不調に関する原因分析、効果的な予防対策及び長期休業からの円滑な復帰支援対策について調査研究を行うことを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

4 事業内容等

(1) 対象：全市立学校教職員（167校、約5,000人）

(2) 業務内容

一次予防・二次予防・三次予防について、目的達成のための効果的な取組みについて提案し実施する。

【一次予防（メンタルヘルス不調の未然防止）】

○自らのメンタルヘルスに関するセルフチェックの手段と効果的な活用方法の提供
自らのメンタルヘルスに関するセルフチェックの手段と効果的な活用方法の提供
セルフケア研修からWEB等によるセルフストレスチェック、セルフストレスチェックの結果からオンライン等の相談につなげる仕組みづくり

- ① WEB等によるセルフチェックの結果を自身で確認
- ② 結果に応じて相談窓口を案内
- ③ 相談（委託業者の相談窓口とする。※対面・電話・メール・オンライン面談を想定）

※教職員が委託契約期間中において、業者提供のWEB等によるセルフチェックツールにより、自身のタイミングでセルフチェックを実施し、チェックの結果から相談窓口（委託業者の相談窓口とする）を案内する。

※年2～3回程度、全校に対し一斉に実施する。一斉実施の際は、集計結果を千葉市教育委員会に提供する。

※教職員にストレスチェックが定着するよう周知方法について提案する。また一斉実施の際の案内は千葉市と相談のうえ、委託業者が実施する。

○研修の実施

セルフケア研修の実施

例) 希望する学校での現地実施やオンライン実施、集合型研修等

【二次予防（メンタルヘルス不調の早期発見、適切な措置）】

○ICTを用いた教職員が相談しやすい環境整備

精神科医、産業医及び保健師等による相談窓口の提供及び周知を行う。

夕方から夜、土日等、教職員が相談しやすい時間帯での予約を可能とする。

○ラインケアについての提案

ラインケア研修（年2回程度）の実施。対象は学校管理職とし、原則対面での集合研修とする。その他詳細については千葉市と相談のうえ、実施すること。

【三次予防（病気休職者への復職支援、復帰後のサポート等）】

○復職支援の際に学校長をサポート

① 委託業者による相談員の派遣又は進捗状況のオンライン相談等により、校長・対象職員・相談員で取り組む体制づくりの検討及び支援

② 効果的な復帰プログラムの提案（教職員向けのプログラムを想定。不調時の対応マニュアルも含む。）

【事業効果の測定】

○アンケートの実施・集計・分析

アンケートは取組ごとに実施する。

2～3月には、事業全体に係るアンケートを実施する。

(3) 関係者会議での報告書の提出及び報告

千葉市が指定する委員による事業に関する関係者会議において、報告書を提出するとともに事業の進捗状況、成果等について報告する。

・事業説明 6～7月頃

・中間報告 10月中旬

・最終報告 3月上旬

5 事業実施の留意事項

(1) 業務内容は、上記2の事業の目的達成のための効果的な取組みについて提案すること。また、業務内容については、上記4(2)に記載のとおり一次予防、二次予防、三次予防及び事業効果の測定について提案すること。

- (2) 対象となる学校での事業実施にあたっては、学校運営の妨げにならないよう教育委員会と協議したうえで実施すること。また、事業開始時には各対象校に訪問する等、実施内容についての丁寧な説明を行うこと。
- (3) 研修資料等は実施後、千葉市に提供し、全教職員が共有できるものとする。
また、本事業は文部科学省の委託を受けて実施するため、事業に関連した資料等については、個人情報を除き、文部科学省に提供するものとする。

6 事業計画・実績報告等

業務委託契約締結後、速やかに事業計画書を提出すること。また、10月中旬に中間報告書、事業完了時には最終報告書を提出すること。

・報告書の内容（実績報告、アンケート結果等）

※電子ファイル（CD-ROM 等）により提出すること。

7 個人情報の保護

- (1) 受注者は、この業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、千葉市個人情報保護条例（平成17年千葉市条例第5号。以下「条例」という。）その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、別記「個人情報取扱特記事項」に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、個人情報の提供や管理等、その取扱いについて細心の注意をもって対処しなければならない。
- (2) この業務の処理に際して情報セキュリティに関する事故が発生した場合は、適切な説明責任を果たす必要があると認められるときは、千葉市は当該事故の公表をすることができるものとする。

8 経費の負担

この業務に必要な消耗品・機器及び搬入・運搬等の諸経費は、あらかじめ千葉市が認めた場合を除き、すべて受注者の負担とする。

9 委託料の請求方法

- (1) 委託料の請求は、事業完了時の実績報告が適正に行われ、千葉市の検査確認が完了次第、速やかに行うものとする。
- (2) 委託料の請求の際には、支払項目ごとの実績が明らかとなるような資料を添付するものとする。

10 仕様書の変更・追加

この仕様書の内容については、千葉市が必要と認める場合に受注者と別途協議のうえ、変更及び追加を行うことができるものとする。

1.1 その他

- (1) 予定数量は見込みのものであり、実施を保証するものではないことを承知の上で見積もること。
- (2) 受注者は、業務遂行中に事故等が発生した場合には、すみやかに適切な対応を行うとともに、原因調査を行い、千葉市に報告すること。
- (3) 受注者は、業務遂行にあたり、過失により第三者に損害を与えたときは誠意をもって対応し、受注者の責任で賠償等を行うこと。
- (4) 受注者は、この仕様書又はその他の事項について疑義が生じたときは、その都度千葉市と協議し、その指示に従うこと。
- (5) 本仕様書の定めのない事項については、千葉市と受注者が別途協議の上定めることとする。